

交付され、若しくは附則第三十条第一項及び前項第二項において準用する特例法第十条第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領、附則第二十八条第三項若しくは第二十九条第一項の規定による申請又は附則第三十条第一項若しくは前条第一項の規定による届出は、居住地（附則第三十条第二項及び前条第二項において準用する特例法第十条第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領又は附則第三十条第一項若しくは前条第一項の規定による届出については、居住地）の市町村の事務所に自ら出頭して行わなければならない。

2 特例法第十九条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する受領、申請又は届出の手続について準用する。

（登録原票の送付）

第三十三条 市町村の長は、施行日の前日において市町村の事務所に備えている登録原票を、施行日以後、速やかに、法務大臣に送付しなければならない。

（登録証明書の返納）

第三十四条 この法律の施行の際現に本邦に在留する外国人（中長期在留者及び特別永住者を除く。）で登録証明書を所持するものは、施行日から三月以内に、法務大臣に対し、当該登録証明書を返納しなければならない。

（事務の区分）

第三十五条 附則第十七条第一項、同条第二項及び附則第十八条第二項において準用する新入管法第十九条の七第二項、附則第十八条第一項、第二十七条第一項及び第五项、第二十八条第三項及び第四项、第二十九条第一項及び第三项並びに第三十条第一項、同条第二項及び附則第三十一条第二項において準用する新特例法第十条第三项並びに附則第三十三条第一項及び第三十三条の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九项第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則等に関する経過措置）

第三十六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（罰則）

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第十六条第一項又は第二十九条第一項の規定に違反した者

二 附則第十七条第一項、第十八条第一項、第三十条第一項又は第三十一条第一項の規定による届出に關し虚偽の届出をした者

第三十八条 附則第十七条第一項、第十八条第一項、第三十条第一項又は第三十一条第一項、第二十九条第五項、第三十二条第二項各号に掲げる者が、一定に違反して居住地を届け出なかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 施行日以後に、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処すること。

一 他人名義の登録証明書を行使する。

二 行使の目的をもつて、登録証明書を提供し、又は他人名義の登録証明書を收受すること。

第四十一条 附則第三十二条第二項において準用する特例法第十九条第二項各号に掲げる者が、同項の規定により違反して、附則第二十七条第五項、第二十八条第四項若しくは第二十九条第三項の規定により交付され、若しくは附則第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する特例法第十条第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領、附則第二十九条第一項の規定による申請又は附則第三十条第一項若しくは第三十一条第一項の規定による届出をしなかつたときは、五万円以下の過料に処する。(検討)

第六十条 法務大臣は、現に本邦に在留する外国人であつて入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものうち入管法第五十四条第二項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものについて、この法律の円滑な施行を図るとともに、施行日以後においてもなおその者が行政との便益を受けられることとなるようにするとの観点から、施行日までに、その居住地、身分關係等を市町村に迅速に通知すること等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 法務大臣は、この法律の円滑な施行を図るため、現に本邦に在留する外国人であつて入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものについて、入管法第五十条第一項の許可の運用の透明性を更に向上させること等その出頭を促進するための措置その他の不法滞在者の縮減に向けた措置を講ずることを検討するものとする。

三 法務大臣は、永住者の在留資格をもつて在留する外国人のうち特に我が國への定着性の高い者

第六十一条 政府は、この法律の施行後三年を日途として、新入管法及び新特例法の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、これらとの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附 则 (平成二五年六月一九日法律第四号)
九号 抄
附 则 (平成二六年五月三〇日法律第二号)
二号 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 则 (平成三〇年一二月一四日法律第一〇二号)
二号 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成三一年四月一日から施行する。
附 则 (令和四年六月一七日法律第六八号)
抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定
二 第五百九条の規定
附 则 (令和五年六月一六日法律第五十九号)
抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第十九条の五及び第十九条の十一の改正規定、第三条中日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の平入出国管理に関する特例法（以下「特例法」という。）第九条及び第十二条の改正規定並びに附則第二条、第二十二条及び第二十三条

の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 (特別永住者証明書の有効期間に関する経過措置)

第二十二条 第一号施行日前に交付された特別永住者証明書(特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。以下この条において同じ。)の有効期間及びその更新については、なお従前の例による。

前項の規定によりなお従前の例によることとされた第三条の規定による改正前の特例法第十二条第一項の規定により特別永住者証明書の有効期間の更新の申請をする場合における第三条の規定による改正後の特例法第十九条第二項の規定の適用については、当該特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、その申請の日が十六歳の誕生日(当該特別永住者の誕生日が二月二十九日であるときは、当該特別永住者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす)である場合においても、十六歳に満たない者とみなす。

第一号施行日から施行日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第三条の規定による改正後の特例法第十九条第二項」とあるのは、「特例法第十九条第二項」とする。

前三項の規定は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)附則第二十八条第一項の規定により特別永住者証明書とみなされる登録証明書であつて同条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定によりその有効期間が当該登録証明書を保持する特別永住者の十六歳の誕生日が経過するまでの期間とされているものの有効期間の更新の申請についても、適用する。

(政令への委任)

第二十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。